破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第４５４号
相模原市緑区原宿３丁目５番23号
破産者　齋藤　文芳
１　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
２　一般調査期日　令和９年２月３日午後１時45分
令和８年11月４日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３１号
茨城県取手市配松372番地５
破産者　金子　惠里（旧姓行方・大澤）
１　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
２　一般調査期日　令和９年２月18日午後２時15分
令和８年11月６日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５号
沖縄県石垣市大川257　ＨＥＲＯＢＬＤ４Ｆ、住民票上の住所兵庫県姫路市車崎１丁目２番３－1005号　エバーグリーン今宿Ａ棟
破産者　岩田　亮太
１　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
２　一般調査期日　令和９年１月20日午前11時
令和８年11月５日　那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第６８７号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目11番13号、前住所北九州市小倉南区徳力団地104番102号
破産者　梶田奈緒子
１　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午後２時
令和８年11月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７０１号
大阪市淀川区田川北２丁目５番13－403号、前住所大阪市淀川区塚本３丁目８番９号
破産者　生駒　陽三
１　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
２　一般調査期日　令和９年２月18日午後２時20分
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０４４号
大阪府寝屋川市葛原２丁目14番９号
破産者　三幸運送株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午後１時50分
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０４５号
大阪府吹田市山田西４丁目６番１－705号、開始決定時大阪府守口市大日東町34番８－401号
破産者　松永　浩志
１　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午後１時50分
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１８号
山形県東村山郡中山町大字小塩421番地５
破産者　大津　秀幸
１　破産債権の届出期間　令和９年１月６日まで
２　一般調査期日　令和９年３月４日午前10時40分
令和８年11月６日　　山形地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第３９９３号
大阪府茨木市総持寺１丁目４－１　医療法人清風会茨木病院、住民票上の住所大阪府摂津市正雀２丁目７番13号　昭和ハイツ101
破産者　角野俊久已（法定代理人成年後見人堤　馨正）
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号
神奈川県三浦市海外町５番１８号
清算株式会社　株式会社ＨＳ
代表清算人　　山本浩司
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（ヒ）第４号
埼玉県春日部市粕壁東一丁目２３番２７号
清算株式会社　株式会社さか田
代表清算人　坂田和則
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所越谷支部

令和８年（ヒ）第１５号
栃木県那須郡那須町大字湯本200番地
清算株式会社　那須管財株式会社
代表清算人　大森　園佳
１　決定年月日　令和8年10月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和８年（ヒ）第１３号
北九州市八幡西区穴生二丁目７番３号
清算株式会社　ケーシー株式会社
代表清算人　　甲　斐　敏　一
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（ヒ）第５号
長野県大町市平１０６３９番地１
清算株式会社　ＫＯＫ株式会社
代表清算人　　遠藤　鷹一
１　決定年月日　令和８年１０月２９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１０１４号
名古屋市東区筒井町４丁目３８番地
清算株式会社　名東製作所株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月２９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００００２号
仙台市宮城野区岩切字今市90
清算株式会社　株式会社エス・アイ・ジー
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第３号
新潟市中央区学校町通一番町１２番地市役所前ビル３階
清算株式会社　株式会社石橋商店
１　決定年月日　令和８年１０月２８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和8年（ヒ）第3024号
大阪府豊中市新千里東町一丁目３番４１７号
清算株式会社　株式会社ＴＳＨ
１　決定年月日令和8年10月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３号
岩手県大船渡市大船渡町字台１９番地８
清算株式会社　株式会社大昌機工
代表清算人　佐藤　聡
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　次の協定を認可する。
１　下記の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、協定債権（協定債権にかかる利息及び遅延損害金を含む。）の債務を全額免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社は速やかに換価し、下記の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する（ただし、１円未満の端数は切り捨てる。）。この場合においては、各協定債権者が前項により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
記
１　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
２　佐藤　聡
以上
盛岡地方裁判所一関支部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第10号
広島県呉市豊町久比３９６０番地
開始前会社　ナオライ株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　　東京都中央区築地２丁目３番４号　メトロシティ築地新富町６０１号　はぜのき法律事務所
弁護士　内藤　滋
令和８年１０月３０日
東京地方裁判所民事第２０部